

看護師特定行為についてのお知らせ

<特定行為とは>

医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」であり、厚生労働省が定める 38 行為です。特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが実践可能であり、これを行う看護師を特定看護師といいます。

特定看護師が特定行為を実施するメリットは、常に患者さんのそばに存在する看護師が、医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供することにあります。

※ 当院では病院から実施することの承認を受けた特定看護師が、以下の 3 行為の特定行為を実施しています。

現在当院で実施している特定行為

特定行為区分	特定行為
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
創傷管理関連	褥（じょく）瘡（そう）又は慢性創傷の治癒における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法

特定行為実施に対する包括同意について

上記にお示しした特定行為実施への同意につきましては、包括同意をもってご了承いただいたものと判断させていただきます。

ご同意いただけない場合は、医師、特定看護師、または病棟スタッフまでお申し出ください。

ご同意いただけない場合であっても、治療および看護上の不利益を被ることはありません。患者さんの個人情報も適切に管理いたします。

特定行為の実施に際しましては、対象の患者さんには、事前に説明を行い、医師の助言や指導を受けて特定行為を行います。説明に同意した後でも、実施を拒否することができます。また、拒否したことを理由に、治療および看護上の不利益を被ることはありません。

皆さまのご理解とご協力を願いいたします。